

インボイス制度 電子帳簿保存法 セミナー

主催
高崎商工会議所

税制改正等の事業環境変化の影響を受ける中小・小規模事業者の皆さまに向けて、高崎商工会議所では、インボイス制度と電子帳簿保存法についてのセミナーを、第1部、第2部に分けて開催します。

令和5年10月のインボイス制度開始時から適格請求書発行事業者になるためには、令和5年3月31日までに登録を行わなければなりません。第1部では、インボイス制度について解説しますので、同制度の理解を深め、制度開始時に混乱のないようご準備ください。第2部では、電子帳簿保存法について解説します。両方にご参加いただくことも可能です。ぜひご参加ください。

日時

令和5年1月20日 金
第1部 10:00~12:00
第2部 14:00~16:00

場所

高崎商工会議所 6階ホール
(高崎市問屋町2-7-8)

対象者

中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

定員

各部50名
(先着順)

受講料
無料

第1部 10:00~12:00 / インボイス制度の概要と実務対応のポイント

現在、消費税課税事業者でない方は特に注意が必要です!

令和5年10月から導入されるインボイス(適格請求書等保存方式)制度。このインボイス制度は複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格請求書」等の保存を仕入れ税額控除の適用とする制度です。この制度が始まることにより、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書や領収書への必要事項を記載するなどの対応が必要となります。本セミナーでは、インボイス制度の概要から実務対応ポイントについて分かりやすく解説します。

第2部 14:00~16:00 / 電子帳簿保存法改正のポイント

経営者・経理財務担当者必聴!

改正電子帳簿保存法施行直前の2021年(令和3年)12月に法律改正があり、電子取引のデータによる保存について2年間の宥恕措置が設けられるなど、電子帳簿保存法に関しては一昨年中にさまざまな動きがありました。経理部門、情報システム部門を中心に、業務の現場にも少なからず影響があったことかと思えます。さらに令和5年10月にはインボイス制度の開始も控えています。

本セミナーでは、電子帳簿保存法の改正内容及び宥恕措置について確認するとともに、「帳簿書類」「スキャナー保存」「電子取引」のそれぞれについて、保存方法の具体例等を交えて解説します。

第1部 10:00 ~ 12:00

○ 講座内容 ○

第2部 14:00 ~ 16:00

インボイス制度の概要と 実務対応のポイント

- ① 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
 - ・インボイス制度とは？
 - ・軽減税率制度の確認
 - ・適格請求書等保存方式の実施スケジュール
- ② 適格請求書発行事業者登録制度
 - ・どのような手続きが必要か？
 - ・登録は本当に必要か？
 - ・登録しないとどうなるのか？
- ③ 適格請求書発行事業者の義務
- ④ 適格請求書の記載事項
- ⑤ 免税事業者の対応

電子帳簿保存法改正のポイント

- ① 電子帳簿保存法とは
 - ・届出とスキャナーで簡単保存法
 - ・資料を探す、保管する手間が劇的になくなる
- ② 電子インボイスが進める税務実務の電子化
 - ・電子版資料の整理術
 - ・IT化推進による制度的優遇
- ③ 電子帳簿保存法の影響
- ④ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)との関連
 - ・適格請求書等発行事業者の義務化
 - ・仕入れ税額控除の要件

講師

中央税務会計事務所 所長 中島 由雅 氏

中央税務会計事務所2代目所長として職員数90名の税理士事務所を経営。持ち前の人当たりの良さを活かした経営相談を実施。税務に関することはもちろん、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナー講演も行っている。



申込方法

- ① 高崎商工会議所・経営支援課まで持参またはFAX (027-362-3550) 送付
- ② メール：seminar@takasakicci.or.jp に下記申込書と同内容を記載したメールを送信
- ③ フォーム 専用フォームから申込（右QRコードから入力可）



QRコード

注意事項

- ・受講票の発送はございません。直接会場にお越しください。
- ・定員を上回った場合にのみご連絡させていただきます。
- ・駐車場に限りがありますので、乗り合わせでの来場をお願いします。
- ・新型コロナウイルス等感染症の影響により、中止並びに内容変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・参加の際は、マスク着用・手洗いの徹底等、感染症対策へご協力ください。

FAX送信 027-362-3550

切り取らずに送信してください

高崎商工会議所 行

令和5年1月20日 開催

『インボイス制度・電子帳簿保存法セミナー』受講申込書

事業所名	申込担当者		
所在地	電話番号		
e-mail	業種		
課税区分	※講師の参考とさせていただきます。お答えいただける方は該当するものに○をお願いします。 ①課税事業者 ②免税事業者 ③わからない		
受講者名①	受講者名① の受講部	第1部 ・ 第2部 (○をお願いします)	
受講者名②	受講者名② の受講部	第1部 ・ 第2部 (○をお願いします)	

※本申込書にご記入いただいた情報は、本講座開催に係る各種連絡の他、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。